

## 資料 2

### 大分県道州制研究会設置要綱

#### (設置)

第1条 国をはじめとして道州制に関する検討や議論が進展している中、本県としても、道州制を自らの問題としてとらえ、とりわけ県民の視点に立ち、将来の道州制に向け、大分県としてどのような発展可能性があるのか、どのようなビジョンが描けるのか等について調査・研究を行うため、大分県道州制研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 研究会は、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 国、全国知事会、九州地方知事会、九州地域戦略会議等の検討状況の情報提供
- (2) 道州制に移行した場合の県民にとってのメリット・デメリット（産業界に及ぼす影響等を含む。）
- (3) 新しい九州道州政府における建設計画・政策構想に盛り込まれるべき事業
- (4) 道州制に関する本県のスタンスや、各方面に向けた本県独自提言の必要性

#### (構成)

第3条 研究会は、学識経験者、各種団体の代表者等の中から知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。
- 3 委員の任期は平成20年度末までとする。

#### (座長)

第4条 研究会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、必要があるときは随時研究会を招集し、その議長となる。
- 3 座長は、前条に定める委員のほか、第2条各号に掲げる事項について調査、研究するため必要と思われる者に研究会への出席を求めることができる。
- 4 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (庶務)

第5条 研究会の庶務は、総務部行政企画課において処理する。

#### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。